

自然災害（地震や風水害等）にあわれた際の手続きや受けられる支援策について

【事前にお読みください】

被害を受けられた皆様には、心からお見舞い申し上げます。災害により、家屋等に被害を受けますと、様々な手続きが必要となる一方で、被害を受けられた方への支援策も用意されています。そうした手続や支援策をまとめておりますのでご活用ください。

1. これからの手続きのために

●罹災証明書の交付申請

【内容】

罹災証明申請書は、被害を受けた方が各種手続きをする際に必要となる場合があります。被害を受けた本人が申請してください。本人以外が申請する場合は委任状が必要となります。

【申請様式】

罹災証明申請書の様式については、下記のページにございますのでご確認ください。

松山市のホームページでは、[罹災（届出）証明申請書（風水害、地震等）](#)で検索することができます。

罹災証明申請書の様式

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/kurashi/syoubou/risaisyomei/risaishoumei.html>

【問合せ先】

危機管理課 089-948-6793

2. 被災により証書類が消失してしまった際の手続き

●健康保険課

国民健康保険

【内容】

- ・国民健康保険証等の再交付

【手続き】

本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示により、保険証等を再交付します。本人確認書類がない場合は、罹災証明書を確認し、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

健康保険課（国保資格担当） 089-948-6363

後期高齢者医療保険

【内容】

- ・後期高齢者医療被保険者証等の再交付
- ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付
- ・後期高齢者医療特定疾病療養受療証の再交付

【手続き】

本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示により、各証を再交付します。本人確認書類がない場合は、罹災証明を確認し、罹災場所が住民票住所と同一の場合は本人確認書類とみなし、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

健康保険課（後期高齢者医療担当） 089-948-6406

●保険給付・年金課

【内容】

- ① 国民健康保険の給付に関すること
 - ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付
 - ・国民健康保険特定疾病療養受療証の再交付
- ② 国民年金に関すること
 - ・年金手帳や基礎年金番号通知書の再交付（国民年金1号加入中または、任意加入の人）
 - ・年金証書の再交付

【手続き】

- ① 国民健康保険の給付に関すること
本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示により、各証を再交付します。本人確認書類がない場合は、罹災証明書を確認し、再交付します。再交付の料金は無料です。
- ② 国民年金に関すること
再交付申請の受付ができます。なお、お急ぎの場合は日本年金機構 年金事務所まで直接、お問い合わせください。本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）が必要です。

【問合せ先】

- ① 国民健康保険の給付に関すること →保険給付・年金課（国保給付担当） 089-948-6361
 - ② 国民年金に関すること →保険給付・年金課（国民年金担当） 089-948-6352
- 日本年金機構 松山東年金事務所 089-946-2146

●介護保険課

【内容】

介護保険被保険者証・負担限度額認定証・負担割合証の再交付

【手続き】

本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示により、各証を再交付します。本人確認書類がない場合は、罹災証明書を確認し、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

- 介護保険被保険者証の再交付 →介護保険課（資格・賦課・収納担当） 089-948-6919
- 負担限度額認定証・負担割合証の再交付 →介護保険課（介護給付担当） 089-948-6885

●障がい福祉課

【内容】

- ・身体障害者手帳の再発行
- ・重度心身障害者医療費受給者証の再発行
- ・自立支援医療受給者証（更生医療）の再発行
- ・障害福祉サービス受給者証等の再発行
- ・療育手帳の再発行
- ・精神保健福祉手帳の再発行
- ・自立支援医療受給者証（精神通院）の再発行

【手続き】

いずれも、窓口での再交付の手続きにより、各証を再交付します。身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を再発行される場合は、顔写真（縦4cm、横3cm）をご持参ください。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

障がい者手帳に関する事	→障がい福祉課（手帳担当）	089-948-6369
医療費助成に関する事	→障がい福祉課（医療担当）	089-948-6936
障害福祉サービス受給者証等に関する事	→障がい福祉課（障がい児サービス担当）	089-948-6433
	（障がい者サービス担当）	089-948-6719

●子育て支援課

【内容】

子ども医療費受給資格証・ひとり親家庭医療費受給者証の再発行

【手続き】

来庁者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の提示により、各証を再交付します。本人確認書類がない場合は、罹災証明書を確し、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

子育て支援課（医療助成担当） 089-948-6888

●すくすく支援課

【内容】

- ① 母子健康手帳の再発行
- ② 妊婦一般健康診査受診票・産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票・乳児一般健康診査受診票の再発行
- ③ その他の証書類の再発行
 - ・小児慢性特定疾病医療受給者証等
 - ・未熟児養育医療券
 - ・自立支援医療（育成医療）受給者証等

【手続き】

- ① 母子健康手帳の再発行
 - ・妊娠中の方：出産予定日及び受診中の医療機関等の申告、松山市民であることが証明できるもの（運転免許証・健康保険証等）の提示により、再交付します。
 - ・お子様のいる方：お子様が松山市民であることが証明できるもの（健康保険証・子ども医療費受給資格証等）の提示により、再交付します。再交付の料金は無料です。証明できるものがない場合は、ご相談ください。
- ② 健康診査受診票の再発行

母子健康手帳をご持参のうえ、窓口で届出書を記入していただき、既に受診した受診回数分の受診券を取り除き再交付します。

再交付の料金は無料です。
- ③ 再交付申請書を提出していただくことで、受給者証等を再交付し郵送します。まずはお電話等でお問合せください。再交付の料金は無料です。（受給者証は、写し等を指定医療機関に送付しています。）

【問合せ先】

- ① 母子健康手帳に関する事 →すくすく支援課（妊娠・出産支援担当） 089-911-1821
- ② 健康診査受診票に関する事 →すくすく支援課（母子健診担当） 089-911-1813
- ③ その他の証書類に関する事 →すくすく支援課（総務担当） 089-911-1870

●保健予防課

【内容】

- ①被爆者健康手帳の再交付
- ②予防接種手帳の再発行

【手続き】

- ①再交付申請の受付をおこない、県へ進達、後日交付します。再交付の料金は無料です。
- ②母子手帳の提示により、予防接種手帳を再交付します。母子手帳がない場合は母子手帳の再発行と併せて再交付をするか、本人確認書類（マイナンバーカード・医療保険証等）の提示により、再交付します。本人確認書類がない場合は、罹災証明書を確認し、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

- | | | |
|----------------|----------------|--------------|
| ① 被爆者健康手帳に関する事 | →保健予防課（難病対策担当） | 089-911-1857 |
| ② 予防接種に関する事 | →保健予防課（予防接種担当） | 089-911-1858 |

●市民課

【内容】

マイナンバーカードの再交付

【手続き】

マイナンバーカードを消失した場合は、一時停止の手続きができますので、マイナンバー総合フリーダイヤル（電話番号：0120-95-0178）にご連絡ください。マイナンバーカードの再交付は、罹災証明書の提示で無料です。申請から受け取りまで通常1か月程度かかります。詳しくは事前にお問合せください。

【問合せ先】

市民課（マイナンバーカード担当） 089-948-6569

●松山市パスポートセンター

【内容】

パスポートの再発行

【手続き】

パスポートを消失した場合は、紛失届の提出が必要です。新たにパスポートが必要な場合は、紛失手続きを行った上で、新規の申請が必要となります。罹災証明書等が必要になりますので、事前にお問合せください。

【問合せ先】

松山市パスポートセンター 089-926-3330

3. 被害を受けられた方への支援策

自然災害により家屋被害等を受けられた方への支援策をご用意していますが、被害状況によって受けることができる支援が異なります。下表に支援対象となる被害状況を掲載していますが、あくまで目安ですので、詳細は関係各所にお問い合わせください。なお、家屋の被害認定は市が現地調査等により行います。

●災害被災者への見舞金の支給

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水、死亡

【内容】

災害で被害を受けた世帯に対して見舞金を支給しています。支給対象者は、罹災者の属する世帯の世帯主またはその遺族の方です。詳しくは、市民生活課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民生活課（援護事業担当） 089-948-6814

●個人市県民税・森林環境税の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水

【内容】

災害により、住宅及び家財に損失が生じた場合は、個人市県民税・森林環境税が減免されることがあります。ただし、納付期限を過ぎってしまった分及び前納したものは、減免の対象になりません。詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民税課 089-948-6290

●市県民税の申告及び所得税の確定申告

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水

【内容】

災害等により、生活用資産等に損失が生じたとき、翌年の申告で雑損控除の申告をすることにより、一定の金額の所得控除を受けられる場合があります。申告をする場合は、罹災証明書、損失額を証明する資料、源泉徴収票及び震災保険等により補てんされる金額が分かるもの等を用意してください。詳しくは、市民税課または松山税務署までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民税課 089-948-6290

松山税務署 089-941-9121

●固定資産税の減免

【支援対象となる被害状況】

土地 流出、水没、埋没、崩壊した農地又は宅地等

家屋 全壊、大規模半壊、半壊

【内容】

災害により、被害を受けた土地や家屋などの固定資産については、固定資産税が減免されることがあります。ただし、納付期限を過ぎたものは、減免の対象になりません。詳しくは、資産税課までお問い合わせください。

【問合せ先】

資産税課（土地担当） 089-948-6314

（家屋担当） 089-948-6319

（償却資産担当） 089-948-6309

●国民年金保険料の免除（特例申請）

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊

【内容】

災害により、資産に重大な損害を受けた場合、国民年金保険料が免除されることがあります。詳しくは、保険給付・年金課までお問い合わせください。

【問合せ先】

保険給付・年金課（国民年金担当） 089-948-6352

日本年金機構 松山東年金事務所 089-946-2146

●国民健康保険料の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

災害により、主たる居住の用に供している家屋に損害を受けた場合は、保険料が減免されることがあります。詳しくは、健康保険課までお問い合わせください。

【問合せ先】

健康保険課（国保賦課担当） 089-948-6365

●国民健康保険一部負担金の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水、死亡

【内容】

災害により、世帯主の方がお亡くなりになった場合または重度の障がいを受けた場合、また住居に重大な損害を受けた場合は、医療機関に支払う一部負担金が減免されることがあります。ただし、国民健康保険料の滞納がある場合（分割納付中を除く。）や活用可能な資産等を保有している場合は対象になりません。詳しくは、保険給付・年金課までお問い合わせください。

【問合せ先】

保険給付・年金課（国保給付担当） 089-948-6361

●介護保険料・利用者負担金の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水、死亡

【内容】

災害により、世帯の生計を主として維持する方がお亡くなりになった場合または重度の障がいを受けた場合、また家屋に著しい損害があった場合は、介護保険料及び利用者負担金が減免されることがあります。詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

【問合せ先】

保険料に関すること →介護保険課（資格・賦課・収納担当） 089-948-6919

利用者負担金に関すること →介護保険課（介護給付担当） 089-948-6924

●後期高齢者医療保険料・後期高齢者医療一部負担金の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水

【内容】

災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合は、後期高齢者医療保険料及び後期高齢者医療一部負担金が減免されることがあります。詳しくは、健康保険課までお問い合わせください。

【問合せ先】

健康保険課（後期高齢者医療担当） 089-948-6406

●児童クラブの利用

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水

【内容】

災害復旧のため、放課後等に児童を預ける必要がある場合は、児童クラブを利用できる場合があります。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

【問合せ先】

子育て支援課（児童健全育成担当） 089-948-6411

●児童扶養手当

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊

【内容】

災害により、住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、所得による支給制限を適用しない特例があります。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

【問合せ先】

子育て支援課（児童扶養手当担当） 089-948-6845

●保育料の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合は、保育料が減免されることがあります。

詳しくは、保育・幼稚園課までお問い合わせください。

【問合せ先】

保育・幼稚園課（市民担当） 089-948-6882

●市営住宅の一時入居

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

一時避難先として市営住宅を利用できる場合がありますので、詳しくは、住宅課までお問い合わせください。

【問合せ先】

住宅課（維持管理・徴収担当） 089-948-6498

●災害に伴って発生したごみの回収

【支援対象となる被害状況】

個人宅から出た災害ごみの運搬

【内容】

災害により、個人宅から出たごみの運搬にお困りの場合、場所や時間等を相談のうえ、無料で収集にうかがうことがあります。

詳しくは、清掃課までお問い合わせください。

【問合せ先】

清掃課 089-921-5516

●ごみの処理手数料の減免

【支援対象となる被害状況】

被害の規模に応じ個別に判断

【内容】

震災した家財道具などを廃棄するために市の処理施設へ直接持ち込む場合、処理手数料が減免されることがあります。詳しくは、清掃施設課までお問い合わせください。

【問合せ先】

清掃施設課（施設維持管理担当） 089-948-6902

●浸水し尿緊急汲み取り手数料の助成

【支援対象となる被害状況】

汲取便槽が水没した場合

【内容】

河川の決壊による氾濫・高潮・豪雨等により床下浸水し、汲取便槽（移動式簡易便槽を除く）の緊急に汲み取りを要する世帯に対して、汲み取り手数料の助成があります。詳しくは環境指導課までお問い合わせください。

【問合せ先】

環境指導課（し尿担当） 089-948-6439

●ボランティアに関すること

【支援対象となる被害状況】

大雨で民地に流れ込んだ土砂の除去など、ボランティアが対応することが可能な範囲の軽作業

【内容】

住居等で室内清掃、片付け、土砂除き等、ボランティアで対応できる単純な作業については、松山市ボランティアセンターにご相談ください。

【問合せ先】

松山市社会福祉協議会内 松山市ボランティアセンター TEL：089-921-2141 FAX：089-941-4408